

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年12月20日（令和元年（行情）諮問第441号）

答申日：令和5年4月3日（令和5年度（行情）答申第1号）

事件名：特定事件番号の審査請求に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であるが、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月19日付け30北労行開第34号（4）により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

決定書によると立会審理が行われたようだが、その議事録が開示対象文書に含まれていない。立会審理議事録の存否を確認して存在するならば開示対象文書に含めて欲しい。

開示対象文書は複数個の文書からなるが、決定通知書の末尾に一部の文書名が記載されるのみである。全ての文書について件名、文書番号、作成日、頁数等を明確にして欲しい。

不開示になっているが、本来は開示されるべき部分について開示して欲しい。例：会社商号に含まれる「株式会社」等の会社の種類を示す部分、大企業等で離職者が多数あり特定個人を識別することができない「雇用されていた法人の名称」。公務員が行った年月日に関するもの：例えば書類の受理日（スタンプ中の日付等）や処分日、決定日など。

「意見書」の文書番号と作成日，受付日，「履歴事項全部証明書（丙第1号証）」の年月日や整理番号，「聴取書（丙第3号証）」の聴取日等。
(2) 意見書（本件審査請求に関する部分の抜粋）

ア 法人の設立日について

過去の答申で法人の設立日について開示すべきと判断したもの（令和元年度（行情）答申第219号）があります。

開示すべきとした理由について，この答申書には「原処分において開示されている情報と同様の内容と認められる」との記載があり，法人の設立日と同様の情報が行政文書開示請求で開示されているようです。もしも「同様の情報」が本来は不開示とすべき情報であり，誤って開示されたものならば，既に開示されていることを理由に法人の設立日の開示を認めるとは考え難いことから，法人の設立日やそれと同様の情報は不開示情報には該当せず，ともに開示すべき情報と判断したものと推察されます。そこで，法人の設立日やそれと同等の情報（設立からの経過年数等）についても同様に開示すべきではないか確認して頂きますよう願います。

ただし，法人の設立日は特定法人の識別につながる情報であり，開示して良いか疑問も生じます。雇用保険の審査請求人が代表取締役就任している法人が分かれば，登記簿から代表者の氏名が判明します。そのため，法人の設立日はどのような状況だと開示可能なのか判断基準を明確にして，開示・不開示の判断を頂きますよう願います。単に「同様の内容と認められる」あるいは「認められない」と記すだけでは何が判断基準なのか不明確です。

例えば，雇用保険審査請求人が決定や裁決を不服として取消訴訟を行った場合には，判決にて請求人の氏名や代表に就任している法人の商号，原処分の日付，決定日，裁決日等の情報が公開されるため，法人の設立日も開示されてよいと思います。あるいはブログ等で公開している場合もあるかも知れません。ただし調べた範囲ではそのような状況があったのか判明しませんでした。もしも令和元年度（行情）答申第219号に誤記等の間違いがあるならば今後の答申の禍根とならぬよう，この答申の判断は修正すべきかも知れません。

イ 文書の正式な名称の明記について

本件に係る行政文書開示決定通知書では開示する行政文書の名称欄に「平成20年特定番号（審査請求）」と記載されており，その具体的な文書名は末尾にいくつか記載されるのみでした。開示決定通知書には特定された各文書の正式な名称を具体的に全て記載して頂きますようお願いいたします。

本件の理由説明書（下記第3の3）の別表（略）にて「平成20年

特定番号（審査請求）」の新たに開示する部分がある頁として3頁、64頁、91頁について記載がありますが、各々がどの文書の何頁目なのか直ぐには分からず困りました。特に91頁は「履歴事項全部証明書」の裏面のことと推察しましたが（下から1行目の最初の4文字「（略）」が墨塗りにされているため）、裏面ならば偶数なので、91頁になりません。別表にも全ての文書の名称を明記して頂きますよう願います。

ウ 不開示部分について

不開示部分には開示されてよいと思われる部分が幾つかあります（表1（略）参照）。開示されている部分から容易に推測できる情報や、法人の設立日（上記ア）、公務員の日付（下記エ）、決定日（下記オ）等について開示すべきでないかご確認を願います。

なお、令和元年度（行情）答申第219号では、雇用保険請求人の性別等は「原処分において開示されている情報と同様の内容であるか又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推測できる内容と認められる」として開示すべきと判断されています。別件の開示請求で性別が開示されたものもあります。性別やそれと同様な情報は本当に開示されるべきとしたら、本件についても、同様に性別等を開示してよいかご確認を願います。

エ 公務員の作成した文書の作成日あるいは取得した文書の日付印などについて

令和元年度（行情）答申第219号では、特定公共職業安定所長が作成した意見書の文書番号と作成日は開示するべきと判断しています。この判断は本件でも適用されるべきと考えます。

具体的には本件の意見書の文書番号と作成日と、反論書の文中に記載されている同情報は開示されるべきと思います。（表1（略）参照）同様に雇用保険審査官が公務員から聴取して作成した聴取書の日付も同様に開示されるべきでしょう（丙第3号証 聴取書）。

公務員が受領した文書に押印する受領スタンプの日付も、個人情報とは関係しないため開示されるべきです。

公務員が登記事項証明書（履歴事項全部証明書など）を取得した場合、登記官の証明日あるいは証明書の交付日等は個人情報とは関係しないため開示されるべきです。他に、法令により登記官が職権で行った登記の登記日は特定法人の識別に係らないため開示されるべきです。

登記事項証明書の各ページの末尾に印字される数桁の英数字からなる「整理番号」は登記事項証明書の請求時等に発行される番号です。例えば、法務局の端末（証明書発行請求機）で請求操作を行うと、整理番号が印字された整理番号票が出力され、窓口に整理番号票を提出

すると請求した証明書が交付されます。訴訟の事件番号とは異なり、整理番号から登記事項の請求内容を照合できるのは（できるとしても）法務局の職員のみでしょう。年金基礎番号のような重要な使われ方もないと思われます。このような整理番号は開示して頂けますようお願いいたします（参考：平成15年度（行情）答申第231号）

オ 決定日について

理由説明書の3（2）不開示情報該当性にて、「原処分において、雇用保険受給資格の決定処分した特定公共労働安定所長名等を開示しており、それを踏まえれば、当該決定処分が行われた日時を開示することにより、特定の個人を識別し得ることになる。これらは、「特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」であり、法5条1号本文に該当」と、記載されています。受給資格の決定処分（雇用保険審査請求の原処分）の日時は、特定の個人が公共労働安定所に出頭した時と同時である場合もあることから、特定個人が識別される可能性は0ではないと理解できますが、雇用保険の審査請求の決定が行われた年月日（決定日）は開示されてよいと考えます。

決定書を開示する際、氏名や生年月日のような個人識別情報は墨塗りされるため、当該個人から決定日を知らされた特別な者でもない限り、決定日が開示された決定書を手に入れても特定の個人を識別することはできません。特定公共職業安定所長と決定日の組合せで該当する個人がほぼ1名に絞られるとしても、何ら識別にはつながりません。「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」についても、平成13年度（行情）答申第111号で、いわゆる一般人基準をとるべきとされています。一般人には決定日から何かを照合する手段はありません。何か特別な事情があって決定日の開示により特定個人を識別し得るなら別ですが、諮問庁はそのような事情があるとは主張していませんから、決定日は法5条1号本文前段で規定する個人識別情報に該当しないと考えます。また、決定日自体は個人の人格と密接に関連する情報であるとは考えられず、著作権等の権利保護対象ともいえず、後段の「公にすることにより、特定個人の権利義務を害するおそれがある」にも該当しないと考えます。

平成25年度（行情）答申第155号では、「被災労働者を特定できる者は、被災労働者に相当近い立場・関係にある者等と言わざるを得ず、このような極めて限られた者がこれを知ったからと言って、当該特定個人の権利利益を害するおそれが生じるとは言えない」として、特定人基準で特定個人を識別可能でも法5条1号本文後段に該当しな

いと判断しています。これに倣うと、決定日を知る特別な者として当該個人の同居の家族等を想定すると、そのような者は雇用保険受給資格の決定処分に係る会社設立と休業の経緯、離職等の状況についても共有しているため、決定書から新たな情報は得られず、また、家族が当該個人の権利利益を害するとは通常考えないと思います。

決定書の内容が知られると権利利益が侵害されるような関係者に決定日を知らせるとは想定できません。

平成29年度（行情）答申第189号では、「労働災害の個別具体的な状況、鑑定した医師による診断結果や関係者からの聴取内容等」（この「等」の中に決定日が含まれる）について、「関係者等一定範囲の者には、特定個人が誰であるかが特定される可能性」があることと、「他人に知られることを忌避する性質の特定個人の機微にわたる私的な情報であり、個人識別部分を除いたとしても、これを公にすることにより、なお特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる」と記載したものがあります。「労働災害の個別具体的な状況」を個人識別情報、「診断結果」を機微な情報と判断することは不自然とは思えませんが、決定日はこれらとは異なると考えます。一般人基準なら決定日から特定個人識別できませんし、決定書があるならば決定日があることは当然であり、その具体的な日付が個人の機微な私的な情報とは言えず、開示されても個人の権利利益が害されるとは思えません。決定書に記載されている会社設立と休業の経緯、離職等の状況は高度の秘匿性があるとも要保護性が高い情報とも言えず、特定個人識別できないならば、公にしても特定個人の権利利益を害するおそれが生じるとは言えないと考えます。何か特別な事情があり決定日で特定個人識別できるならば別ですが、諮問庁はそのような事情があるとは主張していません。

令和元年度（行情）答申第219号では、（決定日が含まれる）「その余の部分」について「雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない」と判断していますが、「雇用保険審査請求人の関係者」とはどのような者を想定しているのか説明がなく、「個人の権利利益を害するおそれ」に関してどのような事情を考慮したか何ら説明されてなく釈然としません。

なお、神戸地判平成29年3月2日では、法5条1号本文前段は特定人基準の適用を要保護性の高い情報に限定し、原則は一般人基準で判断、同号本文後半は特定個人を識別できない場合の規定と解釈しています。東京地判平成15年5月16日の判決のアプローチは「個人識別可能性については一般人基準説をとりつつ、特定の関係者に知ら

れることで個人の権利利益が侵害される場合は情報公開法第5条1号後段に該当するため不開示とするというアプローチには、疑問がある」との意見も公表されています（「体罰事故報告書における加害教員の氏名等の開示請求が認められた事例」, 新・判例解説Watch・行政法No178）。

厚生労働省の社会保険審査会のWEBで公開されている主な裁決例では裁決日を公にしています。平成16年度（行情）答申第590号では、労働保険審査会の裁決日は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる」として開示するべきと判断しています。社会保険審査会や労働保険審査会の裁決日と、雇用保険審査の決定日は同種の情報であり、片方は公にしてよいが他方は公にできないといった扱いをする合理的な理由はないと考えます。

決定日のような年月日については開示して頂けますよう願います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成31年3月26日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が令和元年6月19日付け30北労行開第34号(4)により、部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年9月19日付け（同月20日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、処分庁で特定した「平成20年特定番号（審査請求）」に加え、「労働保険審査請求（雇用保険）に係る当事者立会合同審理の実施について（結果報告）」を新たに特定した上で、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分における法の適用条項について、「法第5条第1号本文の不開示情報に該当し、かつ、同号但し書きイからハの不開示情報に該当するため」を「法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため」に改めた上で、原処分を維持することが妥当であると考えます。

3 理由

- (1) 本件対象文書について
 - ア 「平成20年特定番号（審査請求）」
 - イ 「労働保険審査請求（雇用保険）に係る当事者立会審理の実施について（結果報告）」
- (2) 不開示情報該当性について
 - ア 法5条1号の該当性について

本件対象文書の不開示部分には、雇用保険給付に係る審査請求人の氏名、給付受給手続の経緯等の日付が記載されている。原処分において、雇用保険受給資格の決定処分した特定公共職業安定所長名等を開示しており、それを踏まえれば、当該決定処分が行われた日時を開示することにより、特定の個人を識別し得ることになる。これらは、「特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）」であり、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

なお、処分庁において、不開示とした根拠条項について、「法第5条第1号本文の不開示条項に該当し、かつ、同号但し書きイからハの不開示情報に該当するため」から「法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため」に改める。

イ 法5条2号イの該当性について

本件対象文書の不開示部分には、特定の事業所の名称、登記事項等の情報があり、開示することにより、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当することから、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

本件対象文書のうち、上記(2)で不開示とすべきとした部分を除く部分（別表の注2に掲げる部分）については、法5条各号に規定する不開示条項に該当しない情報であることから新たに開示する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「不開示となっているが本来は開示されるべき部分について開示して欲しい。」旨主張しているが、不開示情報該当性については、上記(2)で述べたとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に関し、処分庁で特定した「平成20年特定番号（審査請求）」に加えて、「労働保険審査請求（雇用保険）に係る当事者立会同審理の実施について（結果報告）」を新たに特定した上で、原処分における不開示部分を新たに開示した上で、原処分における法の適用条項について、「法第5条第1号本文の不開示情報に該当し、かつ、同号但し書きイからハの不開示情報に該当するため」を「法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため」に改めた上で、原処分を維持することが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年1月22日 審議
- ④ 同年2月3日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年3月9日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部について法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は本件対象文書1の外に立会審理議事録が存在するならば特定すべき旨主張し、それらを含めた上での開示を求めている。

これに対して諮問庁は、本件対象文書2を追加して特定し、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとした上で、法の適用条項（の記載）を一部改めた上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書について諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は、本件対象文書2について、その一部を開示することが妥当であると説明するが、（i）現時点においては、諮問庁が一部開示決定の意向を示したにすぎず、審査請求人も諮問庁がどのような記載を不開示とすべきとしているかを含め、文書を確認していない段階であること、（ii）諮問庁は、理由説明書の別表（略）において不開示とすべきとする部分を具体的に示しているものの、当審査会において本件対象文書2の提示を受けて見分したところ、諮問庁が示す不開示部分の一部に不備が見られることを勘案して、本件対象文書2の諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性については、判断しないこととする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件審査請求の経緯等

ア 本件開示請求は、「雇用保険の基本手当の受給資格に関して法人の代表者の取扱いが記載された文書の全て」の開示を求めるものであり、当該開示請求に対し、複数の処分が行われたところ、原処分においては、「平成20年特定番号（審査請求）」（本件対象文書1）が特定された。

イ 審査請求人は、審査請求書において、「決定書によると立会審理が行われたようだが、その議事録が本件対象文書に含まれていない。立

会審理議事録の存否を確認して存在するならば本件対象文書に含めるべきである。」旨主張している。

ウ これに対して諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、「労働保険審査請求（雇用保険）に係る当事者立会審理の実施について（結果報告）」（本件対象文書2）を追加して特定したものである。

（2）検討

ア 当審査会において、本件対象文書2を見分したところ、本件対象文書2は、本件対象文書1として特定した決定書に係る雇用保険審査請求事件における当事者立会審理の実施（結果報告）の決裁文書及び添付資料であり、当該添付資料には立会審理の事件番号、事件名、日時、場所、出席者等が記載された実施記録及び立会審理での発言を文字に起こした議事録が記載されていることから、本件対象文書2は、審査請求人が開示を求める立会審理議事録であると認められる。また、北海道労働局において、本件対象文書2の外に、本件対象文書1に係る雇用保険審査請求事件における立会審議議事録を保有しているとする事情も認められない。

イ 以上のことから、諮問庁において、本件対象文書2を追加して特定したことは妥当である。

3 本件対象文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番4は、特定公共職業安定所長が、特定雇用保険審査官に対して提出した意見書の受付印の日付であり、通番5は、当該意見書の日付及び文書番号、通番7は、本件に係る雇用保険審査請求人からの問合せに対応した特定公共職業安定所の職員に対し、特定雇用保険審査官が聴取をした日付である。

通番5の当該意見書の日付及び文書番号は、諮問庁が新たに開示している情報と同じ情報であるところ、当該部分並びに通番4及び通番7の日付は、法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また、これを公にしても、特定の事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番6は、雇用保険審査官が職権において収集した雇用保険審査請求人が代表取締役を務める会社の履歴事項全部証明書に記載されている登記日及び整理番号である。

当該登記日は、会社法の施行に伴って登記官が一律に職権登記を行った日付であると認められ、また、整理番号は当該履歴事項全部証明書を発行する際に自動的に付与される番号であることから、いずれも

法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また、これを公にしても、特定の事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

本件対象文書1は、雇用保険給付の審査請求事件である特定番号の決定書及びその審査資料であり、雇用保険審査請求人である特定個人の氏名及び住所、会社名、印影及び電話番号並びに当該請求人の学歴や職歴、雇用保険被保険者証や離職票に係る情報、審査請求等に関する受付日、離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な日付等が記載されており、このような記載は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。

当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、雇用保険審査請求人である特定個人の氏名、住所、会社名、印影、電話番号は個人識別部分であり、部分開示の余地はなく、その余の当該請求人の学歴や職歴、雇用保険被保険者証や離職票に係る情報、審査請求等に関する受付日、離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な日付等については、本件対象文書は、雇用保険の基本手当の受給資格に関して法人の代表者の取扱いが争点となった雇用保険審査請求に係る特定の労働局の決定書であり、その範囲が相当程度絞られている。

原処分においては、当該審査請求が行われた年を始め、当該審査請求に係る原処分を行った公共職業安定所名、当該審査請求に至るまでの経緯、当該請求人の主張等が幅広く開示されていると認められ、そのような中で、当該請求人に係る属性や関係する具体的な日付等が開示されると、当該請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることについては、北海道労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

雇用保険の基本手当の受給資格に関して法人の代表者の取扱が記載された文書の全て

- ・ 法人の代表者は会社の代表取締役だけではなく事業協同組合の代表理事やNPO法人の代表等も含まれます。
- ・ 受給資格決定の可否を判断するケースと失業給付の支給を受けた後に役員就任が判明して不正受給となったケースの2つがあると思います。
- ・ 下記のような文書に取扱の記載があるかと思いますが、これら以外のもので該当するものがありましたら、それも含めて開示を願います。

例1) 本省からの事務連絡等

※ 事務連絡の文書自体は残ってなくても、事務連絡で送付された資料がある場合にはそれも含めてください。

※ 例えば「不正受給関係疑義解釈集」や「不正受給対策業務関係要領」等に法人の代表者の取扱が記載されていないか御確認下さい。

例2) 本省に疑義照会して得た回答等

例3) 北海道労働局で作成した疑義解釈集等

※ 労働局自体には現存しなくとも配下のハローワークで残っていないかも念のため御確認下さい（平成3年のものが残っている局もありました）。

例4) 雇用保険審査官が作成した決定書等

※ 他局の決定（写）も含めて該当するものを探して下さい。

※ 原本の場合は審査資料等も含めた、文書ファイル一式を含めて下さい。「平成20年特定番号」が法人の代表者の受給資格に係るらしいです。

※ 労働保険審査会の裁決書の写、または裁決集がある場合にはそれも御確認下さい。

- ・ 現在、厚生労働省のWEBで公開されている「雇用保険に関する業務取扱要領」は対象から除外して下さい。
- ・ 対象と思われる文書が特定されましたら既に開示を受けた文書等、不要なものは除外したいため文書名等を確認させて頂きたく電子メールで御連絡をお願い致します。

2 処分庁が原処分で特定した文書（本件対象文書1）

平成20年特定番号（審査請求）

3 諮問庁が追加して特定すべきとしている文書（本件対象文書2）

労働保険審査請求（雇用保険）に係る当事者立会審理の実施について（結

果報告)

別表 本件対象文書1の不開示情報該当性

1 文書名	2 諮問庁が不開示を維持する部分		3 通番	4 2欄のうち開示すべき部分
	頁	該当箇所		
平成20年特定番号(審査請求)	1及び2	全て	1	
	3	下記(注2)のアを除く不開示部分	2	
	4ないし63	全て	3	
	64	下記(注2)のイを除く不開示部分	4	受付印の日付
	65ないし89	全て	5	83頁7行目24文字目, 25文字目, 27文字目, 29文字目, 30文字目, 44文字目及び45文字目
	90及び91	下記(注2)のウを除く不開示部分	6	90頁の登記日及び下から1行目の5文字目ないし11文字目 91頁の証明日付及び下から5文字目ないし11文字目
	92ないし100	全て	7	97頁及び98頁の聴取日

(注) 1 当審査会事務局において整理した。

2 諮問庁において、新たに開示する部分

ア 本件対象文書1の3頁5行目10文字目

イ 本件対象文書1の64頁1行目7文字目ないし8文字目並びに2行目3文字目ないし9文字目の日付

ウ 本件対象文書1の91頁下から1行目1文字目ないし4文字目